第3回Webinar資料

予想信用損失会計基準
～貸倒引当金の算定方法がこう変わる～

2026年11月

J&Gアドバイザリー株式会社
代表取締役会長　前田順一郎
代表取締役社長　尾藤　剛

Together Towards Answers

J&Gアドバイザリー

Together Towards Answers

Our Value

会計とリスク管理のプロフェッショナル

会計とリスク管理、それぞれの専門分野にて
豊富な経験とノウハウを持つプロフェッショナルが
一心同体となってお客さまの課題に向き合います

お客さまとともに考える

専門的なロジックと実践的なアドバイスをもとに
お客さまが持続的に自走できる解決策をお客さま
と一緒になって徹底的に考えます

Our Services

金融機関や一般事業会社のみなさまが、会計にかかわる専門業務について、もっと気軽に相談できる身近なパートナーでありたい、そんな想いを胸に私たちは立ち上がりました。

会計監査およびリスク管理実務の豊富な経験とノウハウをもとに、金融機関および一般事業会社さまに対して、戦略的かつ実務的な金融・会計コンサルティングサービスを提供します。お客さまとともに課題と向き合って、実践的なアドバイスを通じて、持続可能な解決策を提示します。



サービスの例

- 会計基準対応支援（予想信用損失基準など）
- 自己資本比率規制への対応支援
- リスク管理体制の高度化支援
- 会計監査対応支援
- サステナビリティ開示への対応支援

禁複製・禁無断転載

J&Gアドバイザリー

主要メンバー紹介



前田 順一郎　代表取締役会長
担当：会計制度・監査対応

株式会社富士銀行を経て2002年に朝日監査法人（現あずさ監査法人）入所。金融機関の監査、IFRS、M&A、海外業務を担当。その後、国土交通省専門官として空港経営改革の制度設計及び会計基準の整理を行う。2016年に独立。現在、立教大学大学院人工知能科学研究科客員教授、日本公認会計士協会主任研究員、日本税務会計学会委員、国土交通省総合政策局「交通DX・GX事業に対する財政投融資に関する外部評価委員会」委員を務める。東京大学経済学部卒。マンチェスター大学MBA。公認会計士、税理士、経営学修士。

<主な著書等>

- 税務行政のDXと日本の未来（編著、2024年9月、金融財政事情研究会）
- ビヨンド・フィンテック時代（編著、2022年7月、金融財政事情研究会）
- 会計が驚くほどわかる魔法の10フレーズ（2020年4月、講談社）
- 週刊経営財務や週刊金融財政事情など専門誌への寄稿多数（金融商品会計/Fintechなど）



尾藤 剛　代表取締役社長
担当：業務設計・データ分析

株式会社あさひ銀行にて、融資業務、株式運用業務に従事。2003年から金融機関向けベンダーにて法人融資審査、信用リスク管理、債務者格付等にかかる金融機関向けアドバイザリ、モデル構築・検証、各種データ分析に従事。2020年に独立、2025年に当社設立、代表取締役社長に就任。東京大学法学部卒。公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員、応用情報技術者

<主な著書等>

- 100まで学びつくす信用リスク管理（2026年8月、金融財政事情研究会）
- 【究解】信用リスク管理（2018年11月、金融財政事情研究会）
- ゼロからはじめる信用リスク管理（2011年10月、金融財政事情研究会）
- プライムレート革命～脱「貸し渋り」の金融システム～（2009年3月 金融財政事情研究会、共著）
- 金融機関職員のための生成AI入門（通信教育テキスト）（2024年、きんざい）

永澤 俊輔　エグゼクティブ・リサーチャー
担当：リサーチ・試算、内部統制

2004年にあずさ監査法人入所。金融機関・一般事業会社監査、内部統制監査・アドバイザリー業務等を経験。J-Sox導入支援・US-Sox高度化支援等業務を多数経験。国土交通省航空局にて空港の民間委託に関するプロジェクトマネジメントを担当。2023年に独立。2025年当社設立に参画。現在、國學院大學大学院法学研究科兼任講師。国土交通省航空局「羽田空港の機能・施設等に関する検討会」委員も務める。一橋大学経済学部卒。一橋大学経営学修士。公認会計士、税理士、経営学修士、公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員。

杉山 祥一　エグゼクティブ・クライアント・オフィサー
担当：営業統括、プロジェクト管理

株式会社あさひ銀行にて営業店、本部（リスク統括部門）を経験、2005年より金融機関向けベンダー。以後20年以上に渡り、金融機関（銀行、商社、リース会社など）の信用リスク関連業務（格付制度構築、リスク管理業務など）のサポートに従事。営業部門執行役員を経て、2020年末より専務取締役、2026年6月末に退任。10月より現職。
早稲田大学理工学部卒、早稲田大学大学院（経営学修士）。

禁複製・禁無断転載

本日のアジェンダ

第一部：新会計基準の概要（40分）前田より
1．予想信用損失会計基準の概要
2．売掛金等の便法について
3．事業会社の皆さまの留意点

第二部：金融機関の皆さま向けアップデート（20分）　前田より
1．貸付金等の相対的アプローチとSICR判定
2．そろそろ準備をはじめた方がよいのか？
3．公開草案からの変更点
4．協同組織金融機関等へのコメント対応

第三部：予想信用損失の具体的な算定方法（20分）　尾藤より
1．算定方法の比較　～DCF法、PD・LGD法、損失率法～
2．パラメータの推定　～PD、LGD、CCF～
3．将来の経済状況の予測

最後に：J&G提供サービスのご案内（5分）　杉山/尾藤より

禁複製・禁無断転載

第一部：新会計基準の概要

禁複製・禁無断転載

第一部：新会計基準の概要

1 予想信用損失会計基準の概要

最初にご理解いただきたいこと

①目的は日本基準を**IFRSと整合的なもの**にすること

②テーマは「**貸倒引当金**」⇒**将来の予想損失の反映**など

③金融機関に対する影響は極めて大きい
⇒**事業会社は**金融機関ほどではないが**相応の影響あり**

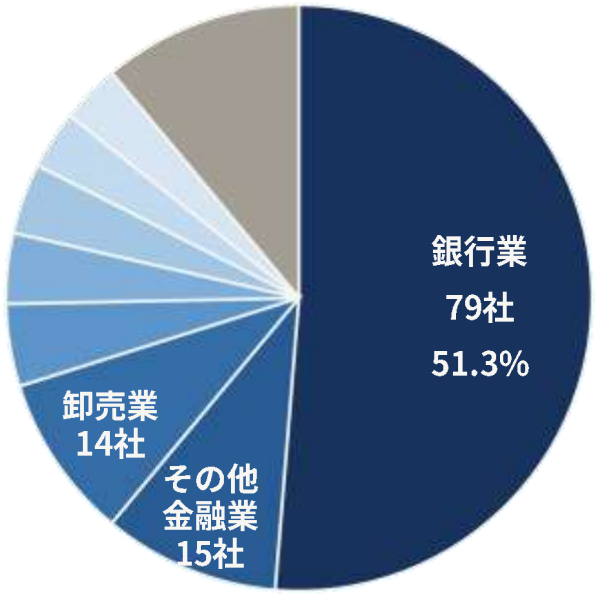
- 非上場の中小企業などで実質的にASBJの定める基準を適用していない企業の場合については個別の状況をご確認ください。
- 法人税法の改正は予定されていませんので、課税所得の算定上は加減算による調整がなされることになると考えられます。

禁複製・禁無断転載
J&G

どういった業種に大きな影響があるか？

監査報告書に「貸倒引当金」記載企業の業種別分布

※KAM（監査上の主要な検討事項）の記載があることが想定される



業種	社数	構成比
銀行業	**79社**	51.3%
その他金融業	**15社**	9.7%
卸売業	**14社**	9.1%
情報・通信業	**7社**	4.5%
サービス業	**6社**	3.9%
機械	**6社**	3.9%
小売業	**5社**	3.2%
不動産業	**5社**	3.2%
その他	**17社**	11.0%
総計	**154社**	100%

対象：日本基準採用の上場企業約3,600社のうち、2025年4月～2026年3月決算の有価証券報告書提出企業
（開示情報データベース「eol」を用いて弊社が分析）

禁複製・禁無断転載

新基準適用スケジュール

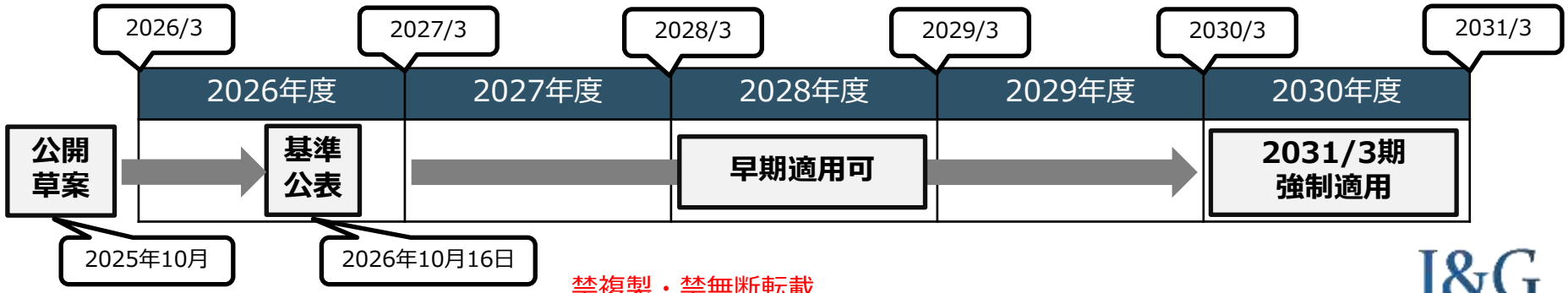
強制適用：2031年3月期から
早期適用：2028年3月期から

2026年10月16日（金）改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等、いわゆる「予想信用損失会計基準」が公表されました。適用時期は以下のとおり（新基準41項）。

・2030年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
・2027年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。

※適用時期については、 これまでの会計基準は「公表から原則的な適用時期までが1年程度のものが多い」が「財務諸表作成者における準備期間の観点からは、一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられるため、一般的な取扱いと同様に原則的な適用時期までの期間を1年程度とすることが考えられる一方、金融機関を想定すると、体制整備、データ整備及びシステム開発などに時間を要すると考えられる」 こと等から、「準備期間として3年以上の期間が置かれる必要性が極めて高いとの見解が聞かれている」こと等を踏まえたとされている（新基準120-5項）。

スケジュール



禁複製・禁無断転載

ASBJ会計基準開発に至る経緯

IFRS

IFRS９：発生損失モデルから予想損失モデルへ（2018年度から強制）

2014/7 改正

2007年～2009年：金融危機
⇒発生してからではToo Little, Too Late
⇒貸倒引当金に将来予想を加味すべき

予想信用損失

実務的には貸倒引当金の算定にあたり
債権ごとの相対的アプローチ
を採用したことが大きい。

相対的アプローチ

日本基準

ASBJで金融資産の減損基準開発に着手

2021/8 ～25年秋

Step1	Step2	Step3	Step4	Step5	Step6
ECL（IFRS）とCECL（米国基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択	**IFRS9を適用した場合と同じ実務および結果**となると認められる会計基準を目指す	Step2適用対象企業の貸付金以外への適用の検討	**IFRS9を出発点**として、**適切な引当水準を確保**したうえで**実務負担に配慮**した会計基準を目指す	**一般事業会社に関する検討**	公開草案公表

大手行

中小・地域金融機関

2026/10 ↓ 2031/3期

2026年10月16日に公表→強制適用は2031年3月期

禁複製・禁無断転載

J&G

公表された会計基準等の原文をお読みになる方へ

2026年10月16日に公表

ASBJのWebsite：
「改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等の公表」

（改正されたもの）　※参考として**新旧対照表**あり

- **「金融商品に関する会計基準」**
- **「金融商品会計に関する実務指針」**
- **「金融商品会計に関するQ&A」**
- その他の関連する基準等

（新設されたもの）

- **「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」**
- **補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」**

（その他）

- **「公表にあたって」**
- **「改正企業会計基準第10号『金融商品に関する会計基準』等の概要」**
  (ASBJ専門研究員の解説文)

新会計基準の適用範囲

適用範囲

- **債権**
  - **リースにより生じた債権及び建設協力金等を含む**
  - **貸付金代替性私募債を含む**
- **満期保有目的の債券**
- **金融保証契約**
- **貸出コミットメント等**
- **契約資産**
- **リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分**

→ **債権等**

適用範囲外

- **その他有価証券に分類される債券**
- **敷金**
- 将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く）
- **預託保証金であるゴルフ会員権**

但し、ASBJにおいては平行して「**分類及び測定**」の議論がなされている。
→新基準適用前に確定した場合、早期適用という選択肢も考えられる。

禁複製・禁無断転載
J&G

新基準（IFRS9）vs 現行基準～根本的な相違～



人間は自由の刑に処されている

～ジャン・ポール・サルトル「実存主義とは何か」より～

本基準を難解たらしめるもの
① **予想信用損失**という**抽象的な概念**
② **実効金利**の考え方が基礎
③ **相対的アプローチ**と**SICRの概念**の整理が複雑

新基準（IFRS９）	現行基準
予想信用損失の概念を**明確に定義** ↓ **貸倒実績率**は**算定要素の一例** ↓ **算定方法**はある意味で「**自由**」	会計基準上、**貸倒引当金の定義はなし** ↓ 代りに貸倒実績率の**算定方法を明確に記載** ↓ 原則として**過去の貸倒実績率を基礎**
原則主義（プリンシプルベース）	**ルールベース**

禁複製・禁無断転載

予想信用損失とは？

予想信用損失＝**信用損失**を**確率加重**したもの

↓

PV（CF不足額）

↓

契約上のCF－見込CF

信用損失の定義

企業に支払われるべきすべての契約上のCFと
企業が受け取ると見込んでいるすべてのCFとの差額
（＝**すべてのCFの不足額**）
を現在価値に割り引いたもの

具体的な算定方法

SICR判定

対象	**債権等** @**期末日**
基礎	発生の認識以降における**デフォルト発生リスク**の**変動**に基づいて
内容	**債権等**に係る**信用リスクが著しく増大しているか**どうか（**相対的アプローチ**）

あり → **全期間の予想信用損失**
債権等の予想存続期間にわたる**すべての生じ得るデフォルト**から生じる予想信用損失

なし → **12カ月の予想信用損失**
全期間の予想信用損失のうち、債権等について期末日後**12か月以内に生じ得るデフォルト**から生じる予想信用損失を表す部分

算定に当たり反映すべき事項

(1)　一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される**偏りがなく確率加重された金額**
(2)　貨幣の**時間価値**
(3)　過去の事象、現在の状況及び将来の**経済状況の予測**に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに**利用可能な合理的で裏付け可能**な情報

禁複製・禁無断転載

債権の貸借対照表価額

種類	貸借対照表価額
原則（※１）	取得価額 －**予想信用損失**に基づいて算定された貸倒引当金
貸付金及び重要な金融要素を含む債権（※２、３）	償却原価 －**予想信用損失**に基づいて算定された貸倒引当金
リースにより生じた債権	リース会計基準に基づいて算定された価額 － **予想信用損失**に基づいて算定された貸倒引当金

（※１）現行基準では「取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額」　（新基準14項）

（※２）現行基準では「債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額」

（※３）有価証券は原則として適用対象外であるが、**満期保有目的の債券**及び**貸付金代替性私募債**は同様の取扱いが求められる（新基準14項、16項）。

満期保有目的の債券に対する引当について（補足文書　70項）

「信用力が非常に高い発行体の債券（例：**特定のソブリン債**）を保有する場合（略）**結果として予想信用損失が計上されない場合があり得る**と考えられる」
⇒国債等を満期保有目的の債券に区分している際には注意

なお、**時価の著しい下落による減損処理の対象外**に（新基準20項）

禁複製・禁無断転載

原則的な算定方法（合理的で裏付け可能な情報）

貸倒実績などの過去の情報を用いる場合には、
期末において観察可能なデータに基づいて次の調整を行う（適用指針第50項）

過去情報

過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去

＋

現在の状況及び将来の状況の予想

過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映

↓

調整後の情報

観察可能なデータの例
（適用指針第51項）
- 国内総生産（GDP）
- 失業率
- 不動産価格や商品価格
- 借手の支払状況
- 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因

必ずしもマクロ経済指標を用いる必要はなく、特定の地域経済環境や事業において影響を及ぼす事象や固有の情報などが適切な将来予測情報となる可能性がある

マネジメント・オーバーレイ：将来予測情報についてモデルを用いた予測に対する**追加的な修正**を行うもの
⇒「将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関する定めから、適切な形でマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることが明らかである」（適用指針　BC75）

禁複製・禁無断転載

期日経過情報の利用～消費者ローンなど～

将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合　（適用指針第10項）

期日経過情報の利用

契約上の支払期日から1か月超経過　⇒　SICRが生じていると推定　※反証可能

※例えば、**クレジットカードなどの消費者ローンなど**の場合、定期的に債務者の情報を入手することが困難であり、将来予測的な情報を過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではないと考えられるため、期日経過の情報を用いることが考えられる（適用指針BC50項）

デフォルトの定義　（適用指針第7項、第8項）

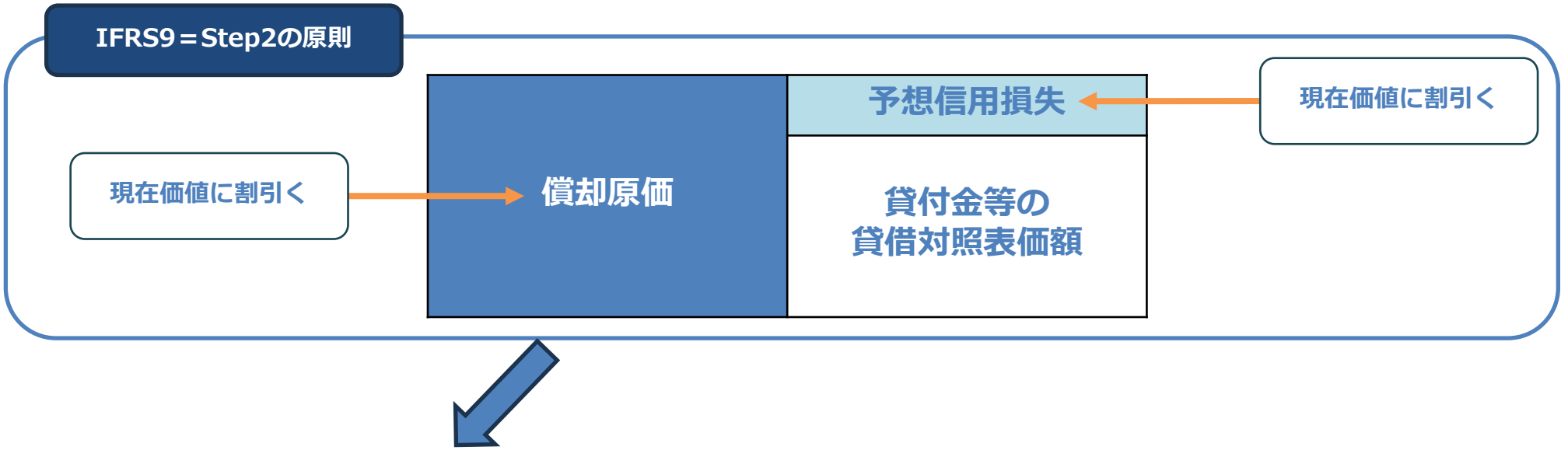
3か月を超えて期日経過している場合　⇒　デフォルトが発生していると推定　※反証可能

期日経過	ステージ判定
1か月以内	SICRなし
1か月超	**SICRありと推定**　※反証規定あり
3か月超	**デフォルトと推定**　※反証規定あり

禁複製・禁無断転載

J&G

実効金利に関する取扱い



原則的な方法	選択可能な会計処理※	
	手数料	約定金利
償却原価（実効金利法における利息法）	実務指針第57-10項	実務指針第105-2項

第１法（Step2の原則≒IFRS9）

まず第２法を軸に検討を実施することが考えられる

第２法（Step2のオプション）

２要件を満たす手数料については実効金利の計算に含めない方法

(1)　役務との対応の明確性
(2)　手数料が不合理でない

第3法（Step4のオプション）

もともと中小地域金融機関を想定して検討されたもの

経過措置

主に以下の3種類の経過措置

① **適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金**及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額**等に加減**し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する（新基準第44-4項等）

② 適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない（新基準第44-5項等）

③ 適用初年度の期首時点で存在する債権等について、SICRの判定に過大なコストや労力が必要となる場合、当該債権等の消滅の認識が行われるまで、予想信用損失を適用初年度の期首又はそれ以降の期末における全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することができる（適用指針第95項）

適用時にPL影響はない

禁複製・禁無断転載

第一部：新会計基準の概要

2 売掛金等の便法について

一般事業会社の場合～売掛金等～

単純化したアプローチ

SICR判定しないという整理が可能

区分		予想信用損失の算定
収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた**受取手形、売掛金等**	重要な金融要素を**含まない**	**全期間**の予想信用損失に等しい金額
	重要な金融要素を**含む**	（原則） **SICRの判定**に基づき、**12か月**又は**全期間**の予想損失に等しい金額により算定 **（選択） 全期間の予想信用損失に等しい金額により算定**
リースにより生じた**債権**※		

※ ファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の区分で予想信用損失の算定方法を選択することができる

受取手形、売掛金等の実務上の便法（適用指針第38項）

収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る12か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数に応じた引当率を定める方法を用いることができる

ただし、期末において観察可能なデータに基づき、現在の状況及び将来の状況の予測などの調整を行うことが必要

（適用指針 設例10より）

	期日経過なし	1か月以内の期日経過	1か月超2か月以内の期日経過	2か月超3か月以内の期日経過	3か月超の期日経過
引当率※	0.3%	1.6%	3.6%	6.6%	10.6%

※貸倒実績率を基礎とし、**将来予測的な見積りを反映**し算定された引当率

禁複製・禁無断転載

J&G

現行の日本基準はどうなっているか？

原則

債権区分	定義	引当金の算定方法
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	**貸倒実績率法**
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、**債務の弁済に重大な問題**が生じているか、または生じる可能性の高い債務者に対する債権	**財務内容評価法** or キャッシュ・フロー見積法
破産更生債権等	経営破綻、または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権	**債権額－担保の処分見込額及び保証による回収見込額**

債務の弁済に重大な問題とは？

現に債務の弁済が**おおむね１年以上延滞**している場合のほか、弁済期間の延長又は弁済の一時棚上げ及び元金又は利息の一部を免除するなど債務者に対し弁済条件の**大幅な緩和**を行っている場合が含まれる。

容認

経過期間に応じた債権区分

債権区分の簡便法

107．**一般事業会社においては、**すべての債務者について、業況の把握及び財務内容に関する情報の入手を行うことは困難であることが多い。この場合、原則的な区分方法に代えて、 例えば、**債権の計上月（売掛金等の場合）又は弁済期限（貸付金等の場合）からの経過期間に応じて債権区分を行うなどの簡便な方法も認められる。**

貸倒懸念債権の50%引当

（財務内容評価法）

114．（略）**一般事業会社においては**（略）例えば、貸倒懸念債権と初めて認定した期には、**担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%**を引き当て、次年度以降において、毎期見直す等の簡便法を採用することも考えられる。

1年以上延滞　⇒　（債権額－担保・保証）ｘ50%

（注）明らかに重要性がない場合には、法人税法の規定に従って貸倒引当金を計上しているケースもあるかもしれませんので、各社個別の事情を勘案していただければと思います。

（白地は現行の実務指針より）

禁複製・禁無断転載

J&G

［設例 10］ 期日経過に応じた引当率を定める方法

[前提]

1. 製造会社である P 社は、期末において 30,000 百万円の売掛金ポートフォリオを有している。
2. P 社は 1 つの地域のみで営業しており、売掛金ポートフォリオは信用リスク特性が共通する多数の小規模顧客で構成されている。
3. 当該売掛金は、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含まない売掛金であるため、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する（会計基準第 28-4 項）。
4. P 社は期日経過に応じた引当率を用いて予想信用損失を算定する（第38項参照）。
5. 期日経過に応じた引当率は、売掛金の貸倒実績率を基礎とし、**将来予測的な見積りを反映し算定**される。

予想信用損失の算定

(1)P社は期末において、売掛金の貸倒実績率を更新し、**経済状況が翌年度にわたり悪化すると見込まれるという将来予測を考慮し**次のように期日経過に応じた引当率を見積った。

引当率の見積り

	なし	1か月以内	1か月超 2か月以内	2か月超 3か月以内	3か月超
引当率	0.3%	1.6%	3.6%	6.6%	10.6%

将来予測的な見積の反映は必須

(2)P 社は、2.(1)の期日経過に応じた引当率を用いて予想信用損失を算定した

予想信用損失の算定

	なし	1か月以内	1か月超 2か月以内	2か月超 3か月以内	3か月超	合計
取得価額	15,000	7,500	4,000	2,500	1,000	30,000
予想信用損失	45	120	144	165	106	580

具体的な引当率の算定をどうする？

禁複製・禁無断転載

売掛金等の予想信用損失開示例

［開示例 2-2］ 会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権

１．前提条件

(1)　この開示例では、会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権について予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定した場合において、期日経過日数に基づいて注記する方法の 1 つを示している。

(2)企業A は、自動車を製造し、ディーラーと顧客に対する債権を有している。この開示例では、企業 A は、ディーラーと顧客は債権等の特徴が類似する別個のグループとして開示している。

２．注記例

	1か月以内	1か月超	2か月超	3か月超	合計
ディーラー					
予想信用損失率	X%	X%	X%	X%	
取得価額又は償却原価	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
全期間の予想信用損失	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
顧客					
予想信用損失率	X%	X%	X%	X%	
取得価額又は償却原価	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
全期間の予想信用損失	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

適用指針より

禁複製・禁無断転載

IFRS適用会社の実例

IFRSを適用している日本企業のうち年齢別の引当額を開示している主な企業の事例分析（単位：百万円）

㈱豊田自動織機（2026年3月期）

	期日未到来	30日以内	30日超	90日超	合計
売上債権およびリース投資資産	1,576,096	63,729	27,777	27,667	1,695,270
全期間の予想信用損失	5,161	290	1,443	9,596	16,492
予想信用損失率	0.33%	0.46%	5.19%	34.68%	0.97%

武田薬品工業㈱（2026年3月期）

	期日未到来	30日以内	30日超	60日超	90日超	1年超	合計
売上債権	705,556	47,464	11,364	9,440	23,187	22,077	819,088
損失評価引当金	2,504	68	15	80	754	7,642	11,063
引当率	0.4%	0.1%	0.1%	0.8%	3.3%	34.6%	1.4%

㈱資生堂（2025年12月期）

	期日未到来	30日以内	30日超	60日超	90日超	合計
営業債権	144,277	7,936	3,482	1,433	5,579	162,708
損失評価引当金	211	103	732	297	4,341	5,687
引当率	0.15%	1.30%	21.02%	20.73%	77.81%	3.50%

ソフトバンクグループ㈱（2026年3月期）

	期日未到来	1カ月以内	1カ月超	3カ月超	6カ月超	1年超	合計
営業債権	1,462,105	40,697	10,601	12,672	19,029	13,339	1,558,443
貸倒引当金	9,285	1,059	2,433	3,237	4,835	9,342	30,191
引当率	0.64%	2.60%	22.95%	25.54%	25.41%	70.04%	1.94%

企業によって年齢の区分は異なるが、上記事例ではいずれも延滞期間が30日（1か月）／90日（3か月）の二つについては区分。

各社有報より前田作成

禁複製・禁無断転載

J&G

（参考）弊社のシステム開発の予定
～売掛金等の便法の専用システムイメージ～

引当マトリクス

個社データ又はオープンデータから自動算定

↓

セグメント	延滞区分	売掛金残高	過去損失率	将来予測調整倍率	計算上の調整後損失率	適用引当率	予想信用損失
全顧客	なし	15,000	0.26%	1.130	0.29%	0.3%	45
全顧客	1か月以内	7,500	1.35%	1.130	1.52%	1.6%	120
全顧客	1か月超2か月以内	4,000	3.12%	1.130	3.53%	3.6%	144
全顧客	2か月超3か月以内	2,500	5.82%	1.130	6.58%	6.6%	165
全顧客	3か月超	1,000	9.35%	1.130	10.57%	10.6%	106
合計		**30,000**				**1.93%**	**580**

↑

複数セグメントに分けて算定することも可能
（例）国内大口・国内小口・海外

将来予測シナリオ

シナリオ	確率	調整倍率
ベース	60%	1.00
悪化	30%	1.50
改善	10%	0.80
合計/確率加重平均	**100%**	**1.13**

↑

弊社がマクロ経済データに基づき原案を作成

既存のＩＴベンダーとは一線を画す価格設定になる見込みです

禁複製・禁無断転載

J&G

第一部：新会計基準の概要

3 事業会社の皆さまの留意点

事業会社への財務会計上の影響

事業会社は金融機関ほどではないが**相応の影響あり**

●現状において**著しく簡便的な方法を採用している場合**は相応の影響がある可能性

●貸付金・金融保証契約・満期保有目的債券・重要な金融要素がある契約資産・営業債権やリース債権がある場合のアプローチの選択

●**将来予測を踏まえた修正**をどこまで行うのか？

大きな変更がなかったとしてもテクノロジーの活用等により貸倒引当金の算定方法の精緻化を行う契機となりうる。

禁複製・禁無断転載

事業会社・銀行以外の金融機関向け新基準対応アドバイザリー業務

- 既に展開している銀行向けのアドバイザリー業務の知見を活かし、今後は事業会社・銀行以外向けにもアドバイザリー業務を展開していく予定です。
- 新会計基準の導入検討から最終リリースに至るすべての工程について、公認会計士と信用リスク管理の専門家が一体となってプロジェクトに参加します。

金融商品会計基準改正への対応ロードマップ（例）

第1フェーズ 検討

<ゴール>
- 新会計基準の影響を確認し、試算結果をもとに採用手法を決定
- 導入準備に向けた体制整備・内容理解

（主な実施内容）
- 新会計基準の理解
- **ギャップ分析**
- 新会計基準による**引当金の試算**
- 社内方針決定のフォローアップ

第2フェーズ 導入準備

<ゴール>
- 採用手法にもとづき、具体的なパラメータの計算手法を検討・決定
- 業務プロセスの概要を決定

- **各種パラメータの推定**
- 各種モデルの開発
- 会計方針・開示方針の決定（**ポジションペーパーの提供**）
- 業務プロセスの決定

第3フェーズ 実装・検証

<ゴール>
- 業務要件定義にもとづいて内部統制を構築、システム開発、業務マニュアル等を作成し、本番稼働可能な体制を整備

- **業務要件定義**
- **内部統制の構築**
- マニュアル、スプレッドシート作成
- トライアル

禁複製・禁無断転載

J&G

（ご参考）想定される影響と借手の事業会社の対応

①大手金融機関からの借入→高格付時の借入金に注意

②中小・地域金融機関からの借入→正常先下位・要注意先の会社は注意

③長期借入金に依存している会社は注意

銀行の行動パターンが変わる可能性があることに注意

特に以下のような会社は銀行の動向に注視が必要

- **正常先下位・要注意先など信用力の高くない会社**
- **資金調達を長期借入金に依存している会社**

禁複製・禁無断転載

J&G

第二部：金融機関の皆さま向けアップデート

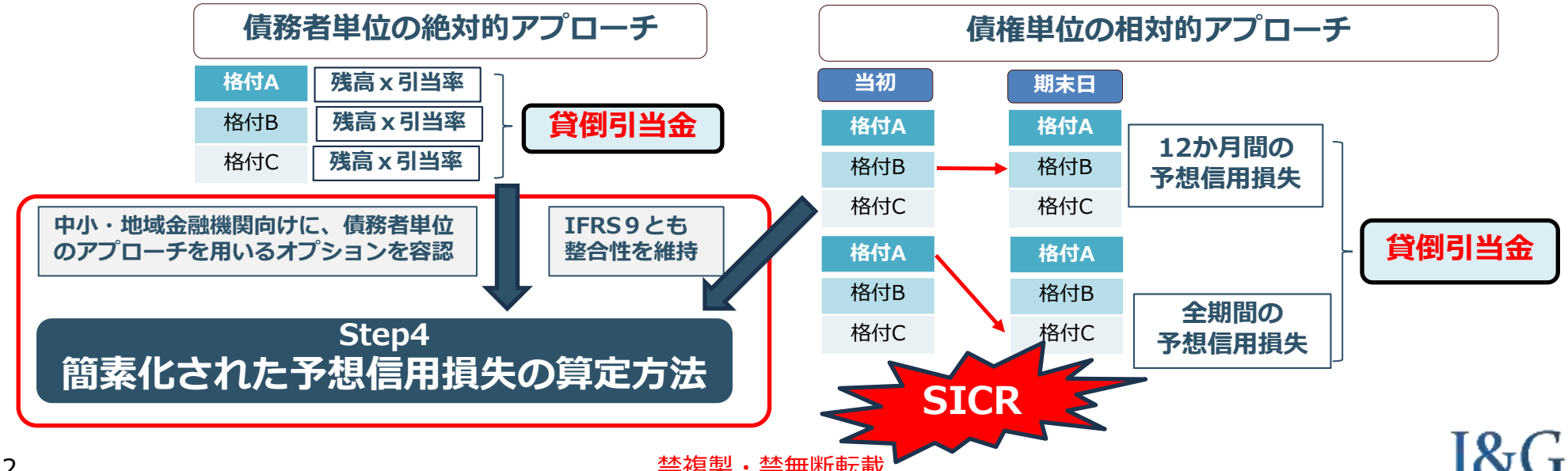
禁複製・禁無断転載

第二部：金融機関の皆さま向けアップデート

1 | 貸付金等の相対的アプローチとSICR判定

現行日本基準とIFRS9号≒Step2の比較
～金融機関を想定～

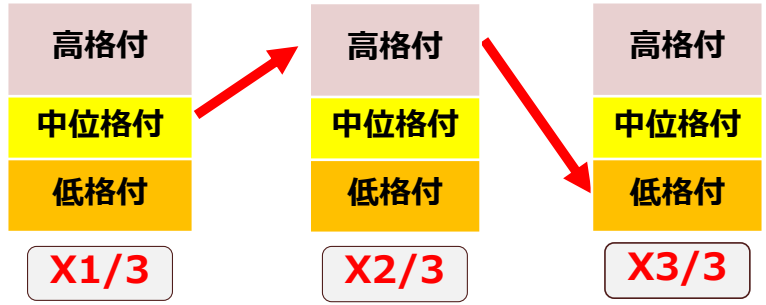
項目	現行日本基準～金融機関を想定～	IFRS９号　≒　Step2
対象	貸付金、金融保証	貸付金や債券（公正価値測定し評価差額をその他の包括利益に計上するものを含む）、金融保証、ローンコミットメント
算定の単位	**債務者単位　⇒絶対的アプローチ** ● 期末日時点の債務者の信用リスクに応じて債務者区分を決定。 ● 債務者区分に応じて引当金の算定方法が異なる。	**債権単位　⇒相対的アプローチ** ● 当初と期末日時点の信用リスクを比較して、**信用リスクの著しい増大（SICR）**の有無を判定する。 ● SICRの有無で信用損失の測定方法が異なる。
基本的なアプローチ	平均残存期間の損失を見積もる 但し下記の期間の損失を見積もることが認められる。 **正常先、その他要注意先：1年** **要管理先：3年**	**信用リスクの著しい増大（SICR）** なし：12ヵ月 **あり：全期間**
その他	（一般貸倒引当金の算定に用いられる予想損失率は） 過去の実績に将来の予測を踏まえた必要な修正。	必須　**将来シナリオは複数必要**



禁複製・禁無断転載

債権単位でSICR判定とはどういうこと？

同じ会社が同じ銀行から二回借入



100M
実行

200M
実行

SICR

信用リスクの著しい増大

銀行の決算書

	X1/3	X2/3	X3/3
貸出金	100M	300M	300M
引当金	1M	3M	21M
損益	△1M	△2M	△18M

同じ債務者に対する貸出金でも
SICR発生か否かで引当額が大きく変わる

相対的アプローチの背景には
実行時に**信用リスクに見合う金利**が
設定できているという前提

信用リスクの著しい増大が生じると
大きな**CF不足額**が生じるはず

単純化のため引当率
は一律以下とする

SICRなし：1%
SICRあり：10%

設例は弊社が作成

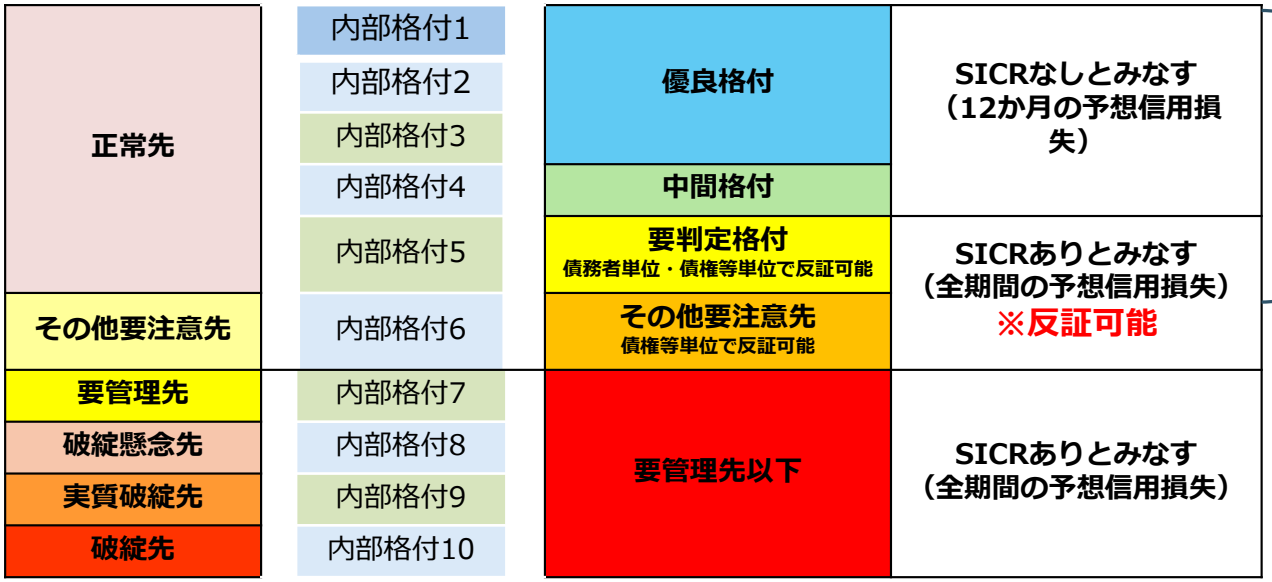
①大手金融機関からの借入→高格付時の借入金に注意

禁複製・禁無断転載

J&G

簡素化法
SICR判定・予想存続期間について

SICR判定を行うにあたり、債務者の財政状態および経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき**内部信用格付を活用して判定する方法**を用いることができる。



（ASBJ資料より作成）

（適用指針第56項）

正常先　⇒3つに区分

優良格付	要判定格付と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、**優良格付に該当する内部信用格付**
中間格付	要判定格付及び優良格付の**いずれにも含まれない内部信用格付**
要判定格付	期末におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、**信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付**

（※）債権等の予想存続期間の見積り
（要判定・その他要注意・要管理）

（※）債権等の予想存続期間の見積り（内部信用格付を活用して判定する方法を用いている場合）

〇それぞれの区分の単位で、**リスク特性が類似した債権等のグループごと**に当該グループにかかる**平均残存期間**を用いることができる

〇いったん決定した平均残存期間について、**状況に大きな変化がない限り継続して用いることができる**

（適用指針第63項）

禁複製・禁無断転載

要判定格付（正常先下位）の反証規定

要判定格付の反証が可能なケース

❶個別の債権等の単位での反証

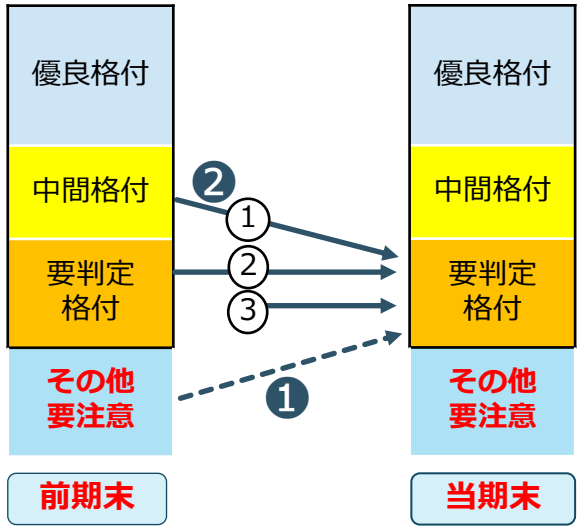
❷債務者単位での反証

前期末の債務者の信用格付などに着目し

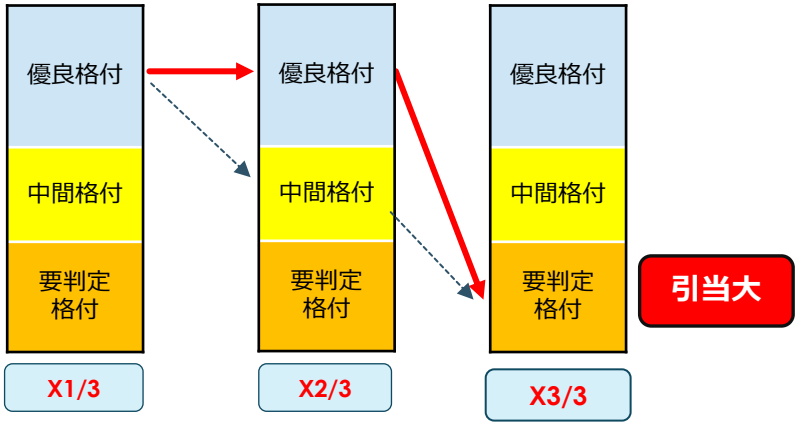
① **中間格付**に区分

② **要判定格付**に区分、かつ、前期以前にSICRが生じていない

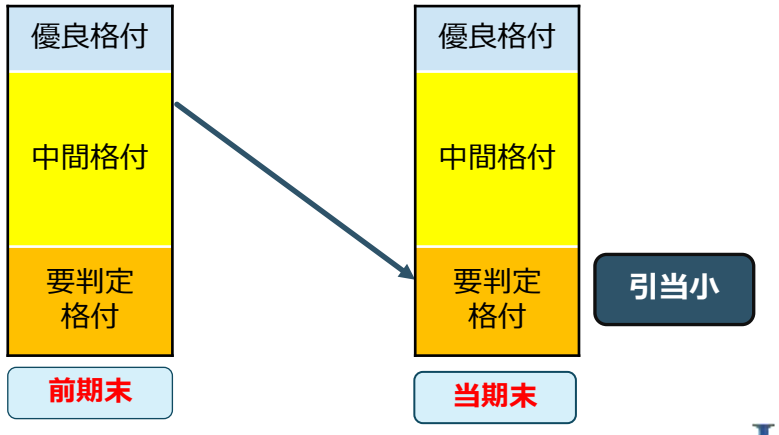
③ **債権等が存在しない**場合



（ケース1）急激に低下⇒SICRあり ※点線はSICRなし



（ケース２）中間格付の範囲が広い⇒監査上よい？



禁複製・禁無断転載

中小・地域金融機関の基本形SICR判定の簡素化された算定方法（反証規定活用せず）

債務者区分		SICR判定	予想信用損失
正常先	優良格付（正常先上位）	SICRなし	12か月
正常先	要判定格付（正常先下位）	SICRあり（結果として存在しない場合あり）	平均残存期間
その他要注意先		SICRあり（結果として存在しない場合あり）	平均残存期間
要管理先以下		SICRあり（デフォルト発生等）	要管理先：平均残存期間 破綻懸念先以下：全期間

現行の1年－3年ルール

正常先
その他要注意
↓
1年間

要管：3年間
破懸：一定期間

いずれの反証規定を活用しなければこの形になる

②中小・地域金融機関からの借入→正常先下位・要注意先の会社は注意

③長期借入金に依存している会社は注意

禁複製・禁無断転載

J&G

第二部：金融機関の皆さま向けアップデート

2 そろそろ準備をはじめた方がよいのか？

まだ準備を開始していない銀行等の方

そろそろ準備を始めた方がいいのか？

↓

YES

もし、検討を開始していない銀行様がございましたら、
至急弊社にご連絡いただくことを強くおすすめします。



「J&G」で検索

↓

HP右上「お問い合わせ」
をクリック

↓

簡単事項を記載して
「送信する」をクリック

禁複製・禁無断転載

J&G

金融庁監督局銀行第二課長の指摘

「本件改正は、**金融機関の本業である融資実務に係る会計基準の大規模な改正**であり、**銀行経営に広範かつ重大な影響を及ぼすもの**であることから、**3年以上の期間がおかれる必要性は極めて高い**と考えている」と述べるとともに、銀行が新会計基準の適用にあたり対応すべき事項に関して以下３点を指摘

① 予想信用損失の測定や開示といった**財務会計上の要素だけでなく**（略）**健全性を維持向上するための信用リスク管理のあり方や事業者信用を含む継続的な金融仲介機能の発揮、大幅な引当増の可能性も踏まえた資本政策など、多岐にわたる項目を検討する必要**がある

② **膨大な債権情報等の整備やシステム対応を行うことが見込まれ**（略）規制やリスク管理への対応を含め体制整備の見極めと実装には相当程度の時間を要するものと考えられる

③ 新会計基準は**オプションや見積り要素が多岐にわたり**（略）**多数の選択肢の中から自行の状況に合った適切な方法を決定**し、**監査法人と合意**しなければならない

詳細はJ&Gアドバイザリー株式会社Website上、メールマガジンダイジェスト（2025年10月21日)を参照

禁複製・禁無断転載

J&G

ASBJコメント募集
寄せられたコメントの状況

2025年10月から2026年2月にかけてコメント募集→**計30通**のコメント

- **団体等：20通**　→全銀協・第二地銀協など金融機関の業界団体・大手監査法人など
- **個人：10通**　→当方など

「簡素化法」（いわゆるStep4）に多くのコメント

「簡素化された予想信用損失の算定方法」

●中小・地域金融機関に配慮し**「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を目指す」**

※「簡素化法」の適用対象は**一般事業会社も含まれる**。

配慮の対象であったはずの中小・地域金融機関の関連団体からも慎重な意見が目立つ

詳細は2026年2月7日配信の以下動画もご覧ください。
ASBJ公開草案コメント案解説

禁複製・禁無断転載

各者のコメント概要

信金、労金、信組、農協、漁協の業界団体及び農林中金	「本基準案は（略）**地域金融機関としての役割や中小企業への資金供給に悪影響を及ぼすことが懸念**されます」とした上で「各質問に対する同意・不同意への回答は差し控え」る、と記載
全銀協・第二地銀協	詳細なコメントを記載した文書を提出しているが、その中に**ASBJが事前に用意した個別の質問項目への同意・不同意に関する記載なし**
大手監査法人	開発にあたっての基本的な方針については同意する意見が見られるものの、**多くの課題も指摘**されている。

―2026年3月11日 ASBJ委員会における方針―
二つの論点について**「過去の審議では詳細に検討していなかった等の理由」**から、
個別に検討することが必要であるとされた。

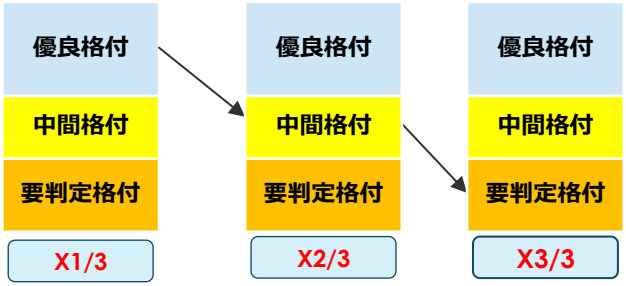
論点１：簡素化法の適用単位（例：親会社と子会社での統一の要否）
論点２：簡素化法におけるSICR判定
（例：反証方法の明確化、内部信用格付が改善した場合の取扱い）

禁複製・禁無断転載

（例）簡素化法におけるSICR判定の問題
～反証規定・格付改善時の取扱等～

要判定格付の反証規定：前期末の内部信用格付との比較を要求
⇨これが最大の問題

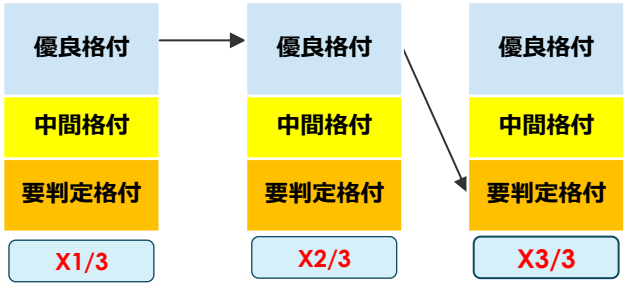
（ケース1-1）通常は徐々に低下⇒反証可能



引当小

SICR発生せず
12ヶ月分の予想信用損失引当金

（ケース1-2）急激に低下⇒反証できない⇒SICRあり



引当大

SICR発生
全期間の予想信用損失引当金

必ずしも銀行等の信用リスクの実態を適切に表わすとは言えないのでは？

詳細は右記2回の配信をご覧ください

2026/5/25配信 「金融資産の予想信用損失基準　公開草案へのコメントの分析と課題」に関する解説
2026/3/25配信 予想信用損失会計基準における簡素化法と原則的取扱いの併存について

禁複製・禁無断転載

結局、簡素化法は使えるのか？



簡素化法への批判の例

●信用リスク管理を適切に表さないのでは？
●金検マニュアルは廃止されたのに債務者区分による管理を強制するのか？
●結局、簡素にならないのではないか？
●簡素化法→原則的方法への移行のみ遡及修正不要（逆がないのは簡素化法の質が低いことを前提？）
●基準内に不整合が多すぎるのではないか？

禁複製・禁無断転載

第二部：金融機関の皆さま向けアップデート

3 公開草案からの変更点

公開草案から最終基準への主な変更点（抜粋）

区分	項（最終基準）	公開草案	最終基準
実務指針	**57-10項(2)（手数料の要件）**	「設定された手数料が対応する役務との関係で合理的である」	「対応する役務に照らして、**手数料の水準が不合理ではない**」に変更
	70項・71項（満期保有目的の債券の会計処理）	簡便法は金利差額調整法における定額法のみ 償却原価法として実効金利法を採用しているときの売却原価の算定は先入先出法によるとする記載あり	簡便法として**金利差額調整法における利息法**を追加 償却原価法として実効金利法を採用しているときの売却原価の算定は先入先出法によるとする記載を削除
適用指針	**8項（デフォルトの定義）**	「前項にかかわらず、契約上の支払が3か月超の期日経過となる場合には、合理的で裏付け可能な情報に基づき**反証できる場合を除き**、デフォルトが発生していると推定する。」	「前項にかかわらず、契約上の支払が**3か月を超えて期日経過**している場合には、**デフォルトが発生していると推定**する。ただし、**より遅いデフォルトの要件の方が適切である**ことを立証するための合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この**推定を反証することができる**。」に変更
	22項（貸出コミットメント）	「貸出コミットメント等については、取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定する。」	左の文の後に「また、貸出コミットメント等の実行後に認識される債権については、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定する。」が追加
	38項（売掛金等の貸倒実績率）	「…貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数（…）に応じた引当率を定める方法を用いることができる。」	「…**本適用指針第49項から第51項に従って適切に調整した貸倒実績に基づき**、一定の期日経過日数（…）に応じた引当率を定める方法を用いることができる。」（「本適用指針第49項から第51項に従って適切に調整した」が追加）
	58項(2)（要判定格付の反証・簡素化法）	債務者単位の反証のみ ①前期末が中間格付 ②前期末が要判定格付で、前期以前に反証済み ③前期末に債権等なし	「債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、**個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証**することができる。」が追加
	64項（将来予測シナリオ・簡素化法）	「第43項の適用にあたり、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。」	左の文の後に「ただし、当該将来予測シナリオの考慮にあたっては、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、**信用損失が発生する可能性を反映する必要**がある。」が追加

水色：前田のコメント（16項目）への対応により修正されたもの

禁複製・禁無断転載

J&G

2. 公開草案から最終版への主な変更点（抜粋）

適用指針 (2/2)

区分	項（最終基準）	公開草案	最終基準
適用指針	**65項（公開草案）（貨幣の時間価値・簡素化法）**	組成した貸付金等について約定金利（又は約定金利相当の率）で償却原価を算定する場合、予想信用損失の割引にも、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いる（簡素化の規定）	**規定を削除**。約定金利は貨幣の時間価値を考慮する利率の一つと整理（以降の項番号は繰り上がり）
適用指針（結論の背景）	**BC93（簡素化法の適用単位）**	なし（最終版で新設）	「**連結グループ内**であっても規模やビジネスモデルの違いから信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はなく、**それぞれの環境を踏まえて選択を行うことが適切**であると考えられる。また、同様に、**同一企業**であっても商品の特性等の違いから信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はなく、**それぞれの環境を踏まえて選択を行うことが適切**であると考えられる。」との解釈が示される
	BC94（一般事業会社による簡素化法の適用）	なし（最終版で新設）	「**一般事業会社においても、金融検査マニュアルを踏まえた債務者区分を基礎とする信用リスク管理実務又は同等の信用リスク管理実務が行われている場合**、簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、(1)信用リスクの著しい増大に関する判定（第56項から第62項参照）及び(2)債権等の予想存続期間（第63項参照）を使用することは可能であると考えられる。」との解釈が示される
	BC95（簡素化法から原則的な方法への移行）	なし（最終版で新設）	「**簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際**」に、「予想信用損失の算定方法に関する会計方針の変更を行った年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の当該年度の累積的影響額を当該年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、**当該期首残高から新たな会計方針を適用**することが考えられる。また、会計方針の変更を行った年度においては、当該年度の**比較情報**について、新たな表示方法に従い**組替え**を行うことを**要しない**と考えられる。」との解釈が示される
	BC105（正常先を全て優良格付とみなす考え方）	BC99に記述あり（下記の文はなし）	BC105の末尾に「このような場合には、**信用リスクの著しい増大の判定に用いる閾値を金融機関が定めており、正常先最下位の内部信用格付に係るデフォルト発生リスクが当該閾値を下回る場合が含まれると考えられる**。」が追加

水色：前田のコメント（16項目）への対応により修正されたもの

禁複製・禁無断転載

J&G

第二部：金融機関の皆さま向けアップデート

4 協同組織金融機関等へのコメント対応

協同組織金融機関等に対する一律のコメント

2.2) 貸出コミットメント等の予想信用損失の算定を不要とすることができるようにして頂きたい。	労金
2.5) 満期保有目的の債券にはより柔軟な取扱いを認めてほしい。また、当座貸越契約及び貸出コミットメント等については当面の間、ECLモデルを適用しないことを認めてほしい。	信金
3-1.29) 簡素化された判定方法におけるその他要注意先について、債務者単位での反証を認めて頂きたい。	信金
3-1.36）SICRの判定について、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関の実態を踏まえた算定方法を例示いただきたい。また、その他要注意先について、債務者単位での SICRの評価を認めて頂きたい。	信金
3-1.36）SICRの判定について、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関の実態を踏まえた算定方法を例示いただきたい。また、その他要注意先について、債務者単位での SICRの評価を認めて頂きたい。	労金
3-1.40）内部格付制度がない金融機関における簡素化されたSICRの判定方法の取扱いを明確にして頂きたい。	信組
3-1.40）内部格付制度がない金融機関における簡素化されたSICRの判定方法の取扱いを明確にして頂きたい。	農中等
3-2.55) 地域や業種の特性に応じた情報の活用も可能となるような、代替可能な簡便手法や柔軟な算定方法を追加的に例示して頂きたい。	信金
3-2.55) 地域や業種の特性に応じた情報の活用も可能となるような、代替可能な簡便手法や柔軟な算定方法を追加的に例示して頂きたい。	労金
3-2.56) 将来予測情報の考慮について、金融機関の実態に応じた手法を取り得るようにして頂きたい。	信組

3-2.57) 貸倒実績率の使用について、詳細な設例を作成して頂きたい。	信組
3-2.58) より簡素化された調整方法や代替可能な方法を例示して頂きたい。	農中等
3-2.59) 信用保証機関による保証に関する事例を設例に加えて頂きたい。	労金
4.47) 約定金利を用いる場合の手数料の取扱いについての判断基準を示して頂きたい。	労金
5.22) 開示項目及び内容について柔軟な対応が可能であることを示して頂きたい。	労金
6-1.3) 強制適用までの期間を延長すべきである。	農中等
6-1.5) 強制適用の時期について、慎重な検討が必要である。	信金・信組
6-1.5) 強制適用の時期について、慎重な検討が必要である。	労金
7.2) 設例及び開示例について、より簡素な事例や様式を提示して頂きたい。	信金
7.3) 将来予測情報の考慮方法や簡素化された予想信用損失の算定方法を採用した場合の設例を示して頂きたい。	労金
8.14) 協同組織金融機関での適用における考え方を示して頂きたい。	農中等
9.9) より簡便的なアプローチを補足文書に記載して頂きたい。	信組
9.10) 協同組織金融機関の実務負担に配慮した方法を示して頂きたい。	農中等
9.15) 約定金利を用いる場合の手数料の取扱いについての判断基準を示して頂きたい。	労金
9.16) 開示項目及び内容について柔軟な対応が可能であることを示して頂きたい。	労金

上記「農中等」は農中・農協・漁協

当委員会が公表する企業会計基準は、**専ら金融商品取引法に基づく財務諸表**に適用されることを念頭において開発されている。**協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解**しているため、左記のコメントは**今後の参考に留めることとする**。

禁複製・禁無断転載

J&G

ASBJの一律のコメント対応

確かに業界団体としての要望のように思われる部分もないわけではないが、
会計理論的にも重要な指摘も含まれているものと考えられる。

（質問3-1）信用リスクの著しい増大の判定に関する質問

3-1.36）SICRの判定について、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関の実態を踏まえた算定方法を例示いただきたい。また、その他要注意先について、債務者単位での SICRの評価を認めて頂きたい。
3-1.40）内部格付制度がない金融機関における簡素化されたSICRの判定方法の取扱いを明確にして頂きたい。

論点項目	コメントの概要	#
3-1.36）	**［協同組織金融機関からのコメント］** 簡素化された予想信用損失の算定方法においては、「信用リスクの著しい増大に関する判定」について、内部信用格付を活用して判定する方法が例示されているが、2019年12月に廃止された金融検査マニュアル 自己査定（別表１）には、「国内基準適用金融機関にあっては、**信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない**」旨が明記されており、実務上、**信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関も一定数存在する**と考えられる。そのため、「信用リスクの著しい増大に関する判定」については、**信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関の実態を踏まえた算定方法を例示**いただきたい。	信金

同様のコメントは労金、信組、農中・農協・漁協からも提出あり

禁複製・禁無断転載

対応の例～信用格付がない場合等
簡素化法・正常先＝優良格付・反証規定活用せず

債務者区分	SICR判定	予想信用損失
正常先(優良格付)	SICRなし	12か月
その他要注意先	SICRあり	平均残存期間
要管理先以下	SICRあり （デフォルト発生等）	要管理先：平均残存期間 破綻懸念先以下：全期間

現行の1年－3年ルール

正常先
その他要注意
↓
1年間

要管：3年間
破懸：一定期間

（適用指針BC105より）

- 金融機関の状況によっては、**正常先に区分される債務者に対する債権等について信用リスクが著しく増大していないと金融機関が判断することはあり得ると考えられる**ことから、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、**優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し**中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと**判断する場合がある**としている。
- このような場合には、**信用リスクの著しい増大の判定に用いる閾値を金融機関が定めており**、**正常先最下位の内部信用格付に係るデフォルト発生リスクが当該閾値を下回る場合が含まれる**と考えられる。

（例）SICR判定の整理の一例

閾値１% or 200%

- 正常先PD：0.8%
- その他要注意先PD：2.0%

<SICR判定>

正常先＝SICRなし

その他要注意先＝SICRあり

期日経過情報（1カ月超、3カ月超）には注意

禁複製・禁無断転載

J&G

第三部：予想信用損失の具体的な算定方法

禁複製・禁無断転載

第三部：予想信用損失の具体的な算定方法

1 算定方法の比較
～DCF法、PD・LGD法、損失率法～

算定方法の比較

予想信用損失は具体的にどう計算するのか？

一般的に考えられる予想信用損失の計算方法

方法	想定される対象の例
①DCF法	金融機関の信用減損大口債権
②PD・LGD法	金融機関のDCF以外
③損失率法	事業会社の売掛金、金融機関の一部債権など

予想信用損失の計算における課題

- ✓ PD・LGDを採用する場合、特にLGDをどうするのか？
- ✓ マクロ経済指標等による調整をどうするのか？
- ✓ マネジメント・オーバーレイの決定プロセス・内部統制をどうするのか？

禁複製・禁無断転載

J&G

算定方法の比較
～DCF法、PD・LGD法、損失率法～

予想信用損失（ECL）の具体的な算定に際しては、①DCF法、②PD・LGD法、③損失率法等の選択肢のなかから、債権・債務者の特性に合わせて適切な手法を選択する必要があります。

予想信用損失の主な測定手法とそれぞれの特徴

通称	手法の特徴	難易度	対象債権の例
DCF法	• IFRS9における、原則的なECLの測定方法 • 事業計画等により**将来キャッシュフローを個別に予測できる場合**に適用 • 精緻な予想信用損失の算定が可能 • 大口与信先など、重要性の高い債務者・債権に適用することが想定される	高	大口の信用減損債権 （破綻懸念先以下）
PD・LGD法	• 従来の国内基準における倒産確率法に近い計算手法 • SICR判定にPDを使用することから、ECLモデルでの利便性が増している • 計算に際して、EAD（デフォルト時残高）、PD、LGDといったパラメータごとに推計することで、予測精度の改善が期待できる • **ECLモデルにおいても、計測における中心的な役割が期待される** • バーゼル規制の自己資本比率計算との親和性が高いが、両者の定義の差異に注意	中	事業性貸出債権 （格付対象先）
損失率法	• 従来の国内基準における貸倒実績率法に近い計算手法 • 実績値の算定は比較的容易だが、精緻な予想には向かない • 時間価値の反映（割引計算）には適さない • 実績値は大口先の貸倒の影響を受けやすく、長期的には不安定な動きになる • **現時点で、ECLモデルに準拠した国内実務が確立されていない** • プール管理をおこなっている貸出資産等が対象となる	中～低	カードローン債権

禁複製・禁無断転載

算定方法の比較

～PD・LGD法の位置づけと使い分け～

- 実務的には、**PD・LGD法をメインの計測手法**にして、個別にキャッシュフローの見積もりが可能な**重要性の高い貸出にDCF法**を採用する取り扱いが基本になります※
- ECLモデルのもとでは、現行の貸倒実績率法を採用する金融機関であっても、**何らかの形でPD・LGDを推定する体制を整えることが望ましい**ものと考えます
- 損失率法の具体的な利用方法と業務負担は「貸倒実績率」の定義次第であり、今後の議論が待たれます（IFRS9ベースの「損失率法」は、PD・LGD法と同等の実務負担と考えられます）

先行する金融機関における使い分けの例（SMFG、2026、FORM-20Fより）

- **ステージ１（SICRの発生していない金融資産）**
  12か月PDにより12か月ECLを測定　PD/LGD
- **ステージ２（SICRの発生している金融資産）**
  全期間PDにより全期間ECLを測定　PD/LGD
- **ステージ３（信用減損金融資産）**
  - 個別に重要な信用減損資産
    DCF法　DCF
  - 個別に重要でない信用減損資産
    PD＝100%としてステージ２と同様に計算（＝PD・LGD法）　PD/LGD
- **（すべてのステージにて）PD・LGDが計測できない金融資産**
  過去の損失実績を、現在の情報と将来の予測により補正　≒損失率法

※ DCF法とPD・LGD法は、前者がフローをもとに回収額を、後者がストックをもとに損失額を推定する対照的なアプローチだが、同一の前提の下では同じ計算結果となります（次ページ参照）

禁複製・禁無断転載

算定方法の比較
～DCF法とPD・LGD法の比較～

共通設定（約定キャッシュフローおよび信用リスクパラメータ）

年度	1	2	3	4	5	合計	備考
期初元本残高	10,000	8,000	6,000	4,000	2,000		
元本返済額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		12か月ごと元金均等返済
利息	200	160	120	80	40		年率2%、利息後取り、割引率も同一とする
期末元本残高	8,000	6,000	4,000	2,000	0		
PD（限界デフォルト率）	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%		
LGD	40.00%	40.00%	40.00%	40.00%	40.00%		
累積PD	5.00%	9.75%	14.26%	18.55%	22.62%		1-(1-PD)^(年数)
N年目PD	5.00%	4.75%	4.51%	4.29%	4.07%		(1-前期累積PD)×PD
DCF法（2シナリオ方式）による予想信用損失の計算事例							
完済時CF	2,200	2,160	2,120	2,080	2,040		元本返済額+利息
発生確率	95.00%	90.25%	85.74%	81.45%	77.38%		1-累積PD
完済時CF(確率考慮後)	2,090	1,949	1,818	1,694	1,579		CF×発生確率
デフォルト時CF	6,120	4,896	3,672	2,448	1,224		(期初残高+利息)×(1-LGD)
発生確率	5.00%	4.75%	4.51%	4.29%	4.07%		N年目PD
デフォルト時CF(確率考慮後)	306.00	232.56	165.70	104.94	49.85		CF×発生確率
合計CF(確率考慮後)	2,396.00	2,181.96	1,983.33	1,799.12	1,628.36	9,988.77	完済時CF+デフォルト時CF
割引後CF	2,349.02	2,097.23	1,868.94	1,662.10	1,474.86	9,452.15	合計CF/(1+約定利率)^(年数)
ECL(予想信用損失)						547.85	当初貸出残高-割引後CF
PD・LGD法による予想信用損失の計算事例							
EAD(デフォルト時エクスポージャー)	10,200	8,160	6,120	4,080	2,040		期初残高+利息
予想損失(EL、割引前)	204.00	155.04	110.47	69.96	33.23		EAD×N年目PD×LGD
ECL(予想信用損失)	200.00	149.02	104.09	64.63	30.10	547.85	EAD/(1+約定利率)^(年数)

禁複製・禁無断転載

参考：「貸倒実績（率）」という用語の定義

- 「貸倒実績率」の具体的な算定方法（「金融商品実務指針」「Q&A」）の規定をすべて削除された

⇒　一方で、適用指針では用いられている箇所多数

- IFRS9では「内部の過去の信用損失の実績」「過去の信用損失率」という表現

- ASBJ対応：以下を意味する一般的な用語（コメント8.13（前田）への対応）
  「**貸倒実績**」：　**過去に発生した信用損失**
  「**貸倒実績率**」：**貸倒実績が発生する割合**

結局、銀行にはPD・LGD法の採用が求められるのか？
PDは算定できたとして、LGDを算定できない場合にどうするのか？
→基準上は不明のため、企業側の解釈に委ねられる

禁複製・禁無断転載

第三部：予想信用損失の具体的な算定方法

2 パラメータの推定　～PD、LGD、CCF～

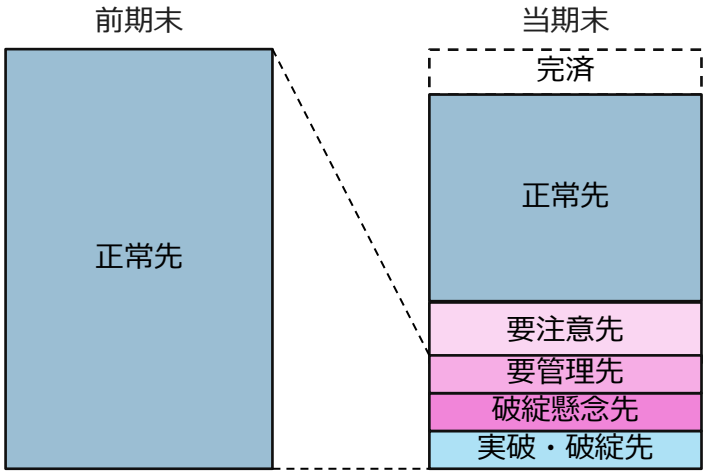
J&G

PD（デフォルト率）とは？

- PD（デフォルト率）とは、期初の貸出先のうち、一定期間中にデフォルトする先の件数割合をあらわします
- 定義次第では、計測実績のない金融機関であっても、自己査定情報等から比較的容易に計測が可能です
- ECLモデルでは、12か月PDと全期間PDの推定が必要になります

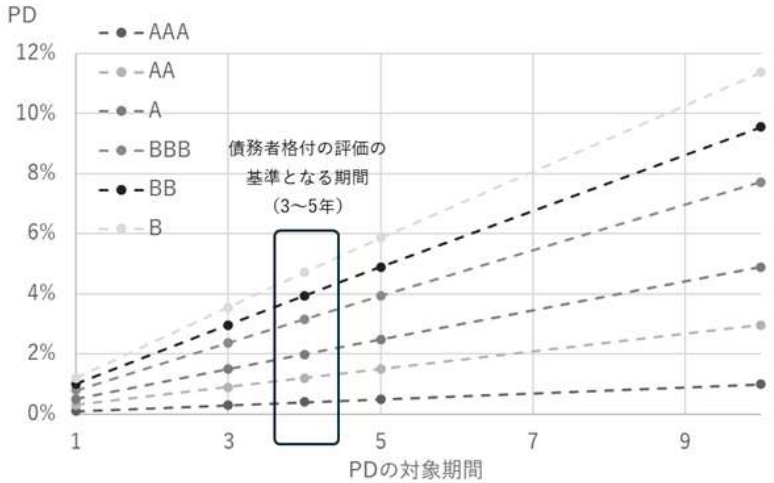
実績デフォルト率の基本的な計算例

- 前期末（当期首）時点の貸出先数を分母、そのうち当期末時点で**要管理先以下**に該当した**貸出先数**を分子として、1年実績デフォルト率を計算する
- 計算を単純化するため、期中の債務者区分の変動は考慮しない（正常⇒要管理⇒正常は、デフォルトには数えない）
- 期中に発生した要管理先以下の債務者が、期末時点の完済先に含まれることがないように注意（償却債権明細等で確認）



デフォルト率の期間構造のイメージ

- デフォルト率は、期間が長いほど高くなる「**期間構造**」を有するパラメータとされる
- 全期間予想信用損失に使用する「全期間PD」の推定には、デフォルト率の期間構造を使用できる（**1年、2年…と具体的に計測することが必須ではない**）
- 12か月PDを全期間PDに引き直す手法としては、**べき乗法や遷移確率法**が挙げられる



（参考『100まで学びつくす信用リスク管理』）

禁複製・禁無断転載

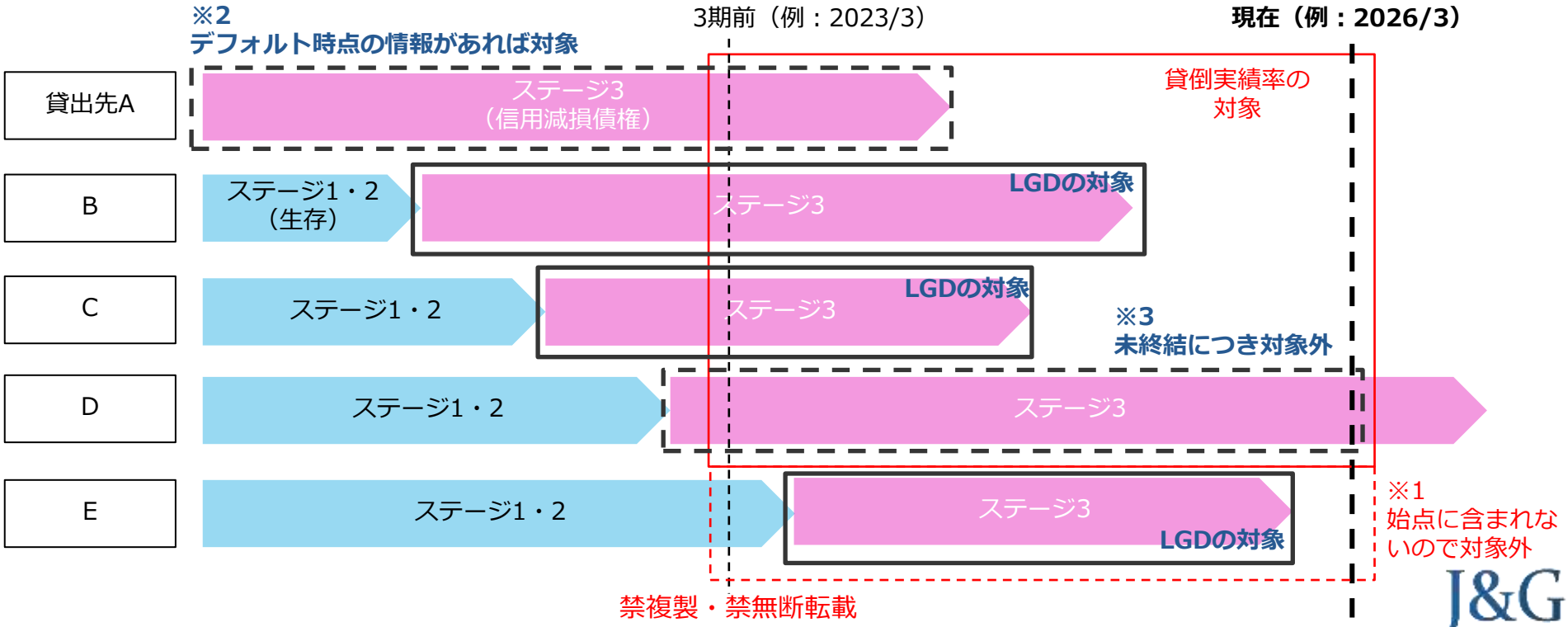
パラメータの推定

LGD（デフォルト時損失率）とは？

- LGD（デフォルト時損失率）とは、**デフォルト時点の貸出残高**のうち損失に至る金額の割合をあらわします。
- 貸倒実績率と異なり「最初のデフォルト時点」がLGDの計測の出発点となるため、**今までとは異なる形のデータ収集と計測が必要**になることがあります。

LGDと貸倒実績率の集計対象の違い（例）

貸倒実績率	観測期間は固定（＝始点と終点を期末に限定できる）／対象は始点の全案件（＝未終結案件も含む）
LGD	**観測期間は各案件のデフォルトから終結まで／対象は終結済みの案件のみ**



禁複製・禁無断転載

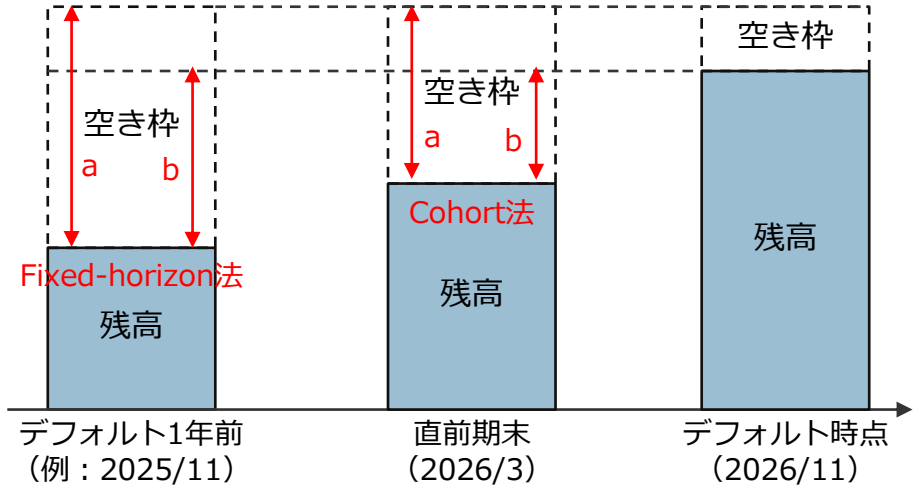
CCF（Credit Conversion Factor）とは？

- ECLモデルでは、コミットメントライン等の一部の極度与信について、空き枠の利用可能性を考慮したEAD（デフォルト時エクスポージャー）を推定する必要があります
- 空き枠利用率の推定値をCCF（Credit Conversion Factor）といいます
- 精緻な推定には、月次の極度利用状況の情報が必要です（fixed-horizon法）
- 簡素な推定では、期末とデフォルト時の極度利用状況の情報を使用します（cohort法）

空き枠利用率の推定が必要な債権

- 原則として「**当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約**」については、当該コミットメント等の実行に関する予想をもとに、ECLを計算する必要がある（適用指針22項）
- 当座貸越契約及び貸出コミットメントとは、**金融機関等が顧客と合意した一定限度まで現金を貸し付けることを約する契約**をいう（基準注8-3）
- 要件には「**取消不能**のコミットメント」とあることから、金融機関側からの取り消しが可能な**一般の極度与信全般が対象となるわけではない**（適用指針22項）

CCFの具体的な推定方法（CCF=b/a）



- **Fixed-horizon法**は、計測対象データすべてについて、**1年間**の残高の変動率を集計対象とする
- **Cohort法**は、**期末からデフォルト時点まで**の残高の変動率を集計対象とする
- デフォルト直前に引き出しが増えるとの考え方から、観測期間が平均して長い**Fixed-horizon法が保守的**とされる

禁複製・禁無断転載

第三部：予想信用損失の具体的な算定方法

3 | 将来の経済状況の予測

J&G

マクロ経済指標等による調整とマネジメント・オーバーレイ

貸倒実績などの過去の情報を用いる場合には、
期末において観察可能なデータに基づいて次の調整を行う（適用指針第50項）

過去情報

過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去

＋

現在の状況及び将来の状況の予想

過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映

↓

調整後の情報

観察可能なデータの例
（適用指針案第51項）
- 国内総生産（GDP）
- 失業率
- 不動産価格や商品価格
- 借手の支払状況
- 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因

必ずしもマクロ経済指標を用いる必要はなく、特定の地域経済環境や事業において影響を及ぼす事象や固有の情報などが適切な将来予測情報となる可能性がある

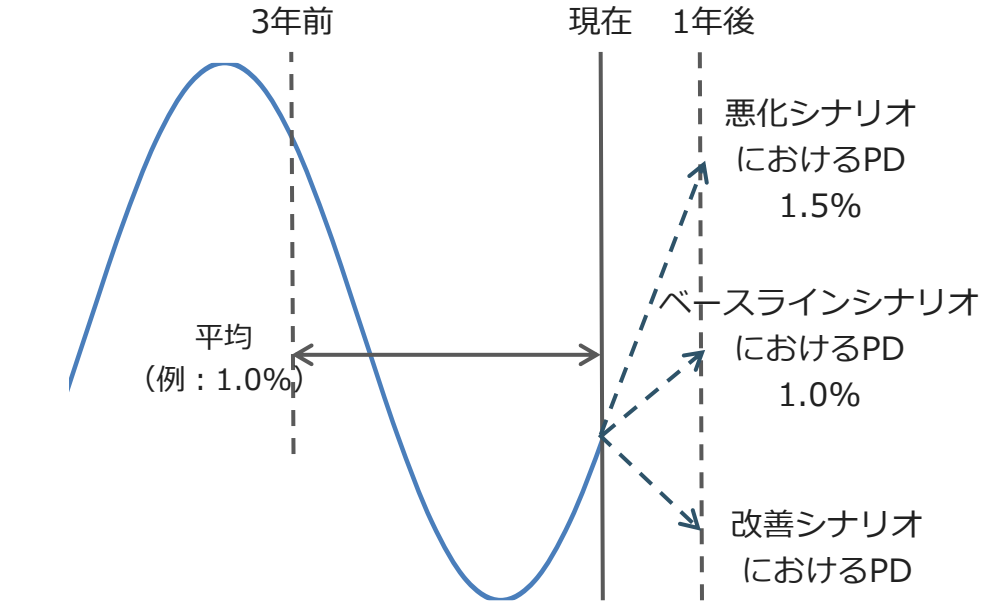
マネジメント・オーバーレイ
将来予測情報についてモデルを用いた予測に対する**追加的な修正**を行うもの
⇒「将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関する定めから、適切な形でマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることが明らかである」（適用指針　BC75）

禁複製・禁無断転載

将来の経済状況の予測
～PD・LGD法における将来予測の位置づけ～

- ECLモデルでは、予想信用損失の計算に際して「将来の経済状況の予測」（以下「将来予測」）を考慮することが求められます
- ECLの計算結果は原則として「複数シナリオに基づく結果の確率加重」となります
- PD・LGD法を採用する場合、PDとLGDの各パラメータに将来予測を加味する必要があります

将来予測のイメージ（PDの場合）



（青線：過去の実績デフォルト率）

将来予測をPDに反映する手順

1. **ベースラインシナリオ（中立シナリオ）の設定**
   最も可能性（蓋然性）の高いシナリオを設定する。
   例：1年後の経済状況は、過去3年間の平均的な状況と大きく変わらない

2. **ベースラインシナリオにおける経済環境の設定**
   ベースラインシナリオにおける経済環境をあらわすマクロ経済指標の水準を設定する。
   例：1年後のGDP成長率は+1.5%とする

3. **ベースラインシナリオにおけるPDの推定**
   ベースラインシナリオにおけるPDを推定する。
   例：過去3年間の実績デフォルト率の平均を適用

4. **上振れシナリオ、下振れシナリオを設定**
   （次ページ参照）

5. **シナリオ別のPDをもとに、確率加重PDを計算**
   （次ページ参照）

禁複製・禁無断転載

将来の経済状況の予測

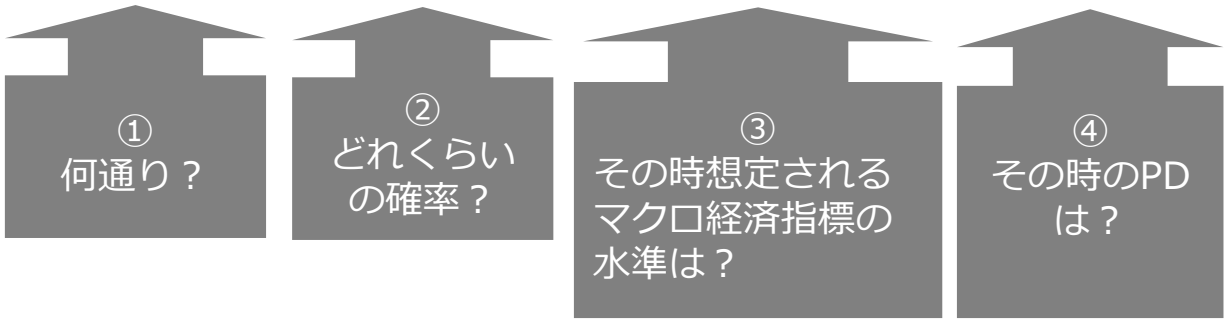
～複数シナリオによる確率加重～

- 複数シナリオによる予想信用損失の算定は、①シナリオの設定、②発生確率の想定、③マクロ経済指標の予測、④PDへの紐づけ、という４つの段階を経ておこないます※
- 簡素化された方法のもとでは、ベースラインシナリオのみによるPD推定も認められます

シナリオとPDの例

将来シナリオ	発生確率	GDP成長率（マクロ経済指標）	PD
下振れ	20%	+2.5%	0.7%
中立	50%	+1.5%	1.0%
上振れ	30%	+0.5%	1.5%
確率加重平均			1.09%

←0.2×0.7%+0.5×1.0%+0.3×1.5%



※弊社では、マクロ経済指標に一定の確率分布を推定し「確率が決まれば水準が決まる」というアプローチを想定しています（②→③）
逆に「水準をもとに確率を決定する」アプローチも成り立ちます（③→②）

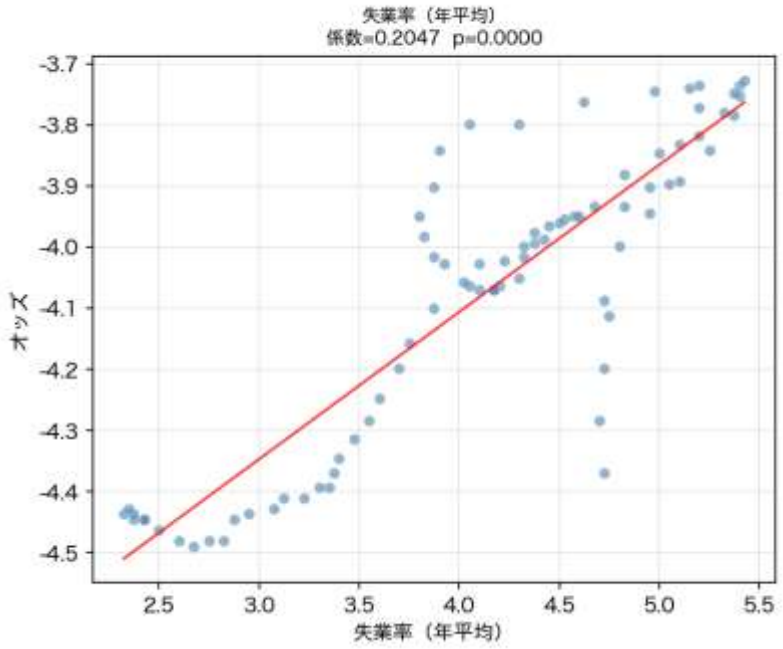
（事例は弊社作成）

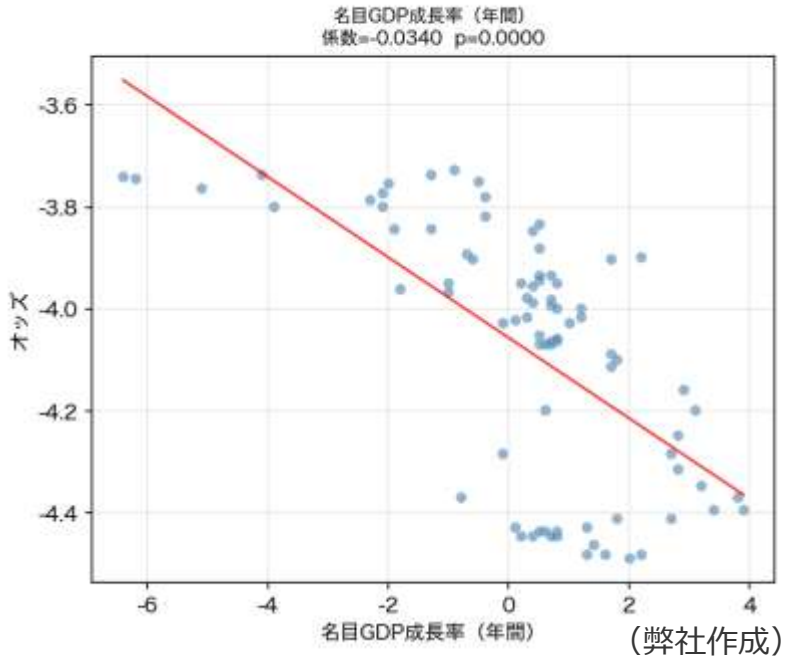
禁複製・禁無断転載

将来の経済状況の予測
～マクロ経済指標の予測～

- リスクパラメータ（この場合はPD）の過去の動きと整合的で、かつ予測値を入手しやすいマクロ経済指標を選択し、シナリオ別の予測値を推定します
- マクロ経済指標を予測の対象として、過去の当該指標の動きをもとに将来の値、および発生確率を予測するモデルを「マクロ経済モデル」といいます
- モデルにはさまざまな手法が考えられますが、たとえば単一のマクロ経済指標の動きを、標準正規分布をもとに予測するモデルであれば、Excelでも容易に実装可能です

マクロ経済指標とリスクパラメータの関係（2指標のモデルの例）





縦軸「オッズ」は信用保証協会の代位弁済率推定値、横軸はそれぞれマクロ経済指標の値をあらわす

データの対象期間は2001年から2020年までの約20年間である

それぞれ、代位弁済率との間で一定の相関関係があるのがわかる

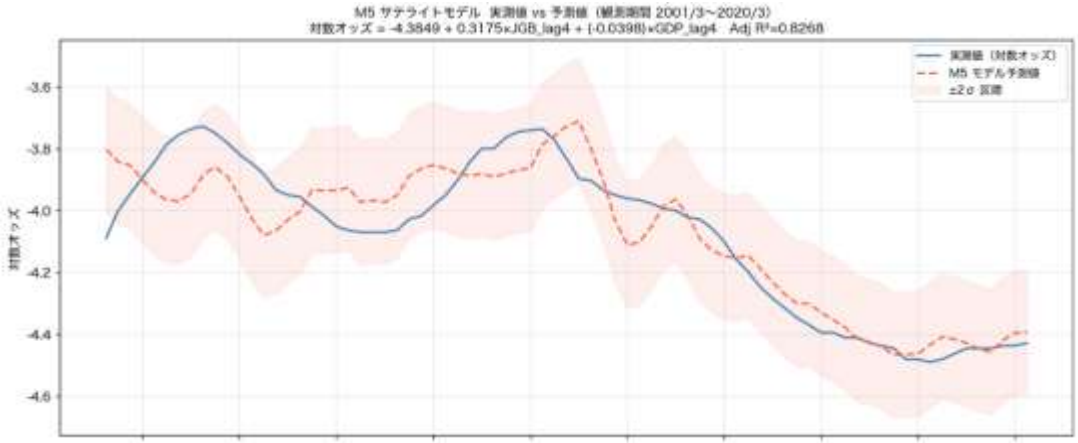
（弊社作成）

禁複製・禁無断転載

将来の経済状況の予測
～サテライトモデルによるPDの予測～

- マクロ経済指標とリスクパラメータ（この場合はPD）の関係を定式化する手法もさまざま考えられますが、最もオーソドックスな方法の一つが線形回帰モデルです
- 線形回帰モデルをベースとして、より簡易な形に作り直した「スコアカード」方式も、実務上は有力な選択肢と考えられます
- マクロ経済指標とリスクパラメータの関係を予測するモデルを「サテライトモデル」といいます
- サテライトモデルについても、単純な手法であればExcelにて容易に実装が可能です

サテライトモデルによる予測値と実績値の推移（例）



（弊社作成）

Excelによる実装イメージ



禁複製・禁無断転載

ご参考

『100まで学びつくす信用リスク管理』

信用リスク管理の全体像を一気通貫で学ぶ!

■信用リスク管理を「最良推定」の目線で読み解く
大数の法則にもとづく信用リスク管理の原則論に立ち返り、貸出ポートフォリオの信用リスク管理の世界を「最良推定」の目線で読み解く。初学者から専門家まで幅広く役立つ1冊。

■信用リスク管理を基礎から応用・発展まで完全理解
基本概念の理解から実践的管理まで、基礎から応用・発展に至る知識とノウハウを網羅的にカバー。業務課題の本質的な解決のために、具体的な対応策を詳しく提示。難解な数理も初学者が理解しやすいように丁寧に解説。

■信用リスク管理の専門業務を隅々まで徹底解説
PD・LGDの推定、スコアリングモデルの開発と検証、非予想損失の計測、
信用格付制度の設計と運用、そしてECLモデルへの備えまで、余すところなく解説。タイトルのとおり、信用リスク管理の全体像を0から100まで完全網羅。

主な内容

第１章　信用リスク
第２章　予想損失
第３章　PDとLGD
第４章　スコアリングモデル
第５章　非予想損失
第６章　信用格付制度　～信用リスク管理業務と債務者格付～
第７章　信用格付制度　～案件格付と格付制度の検証～
第８章　信用リスク管理の今後



尾藤　剛　著
一般社団法人金融財政事情研究会　刊
2026年8月21日より全国の書店にて発売中

参考URL
https://amzn.asia/d/0aszbaHm

禁複製・禁無断転載

最後に：J&G提供サービスのご案内

禁複製・禁無断転載

サービスご紹介

金融商品会計基準の改正への対応

- 新会計基準の導入検討から要件定義、最終リリースに至るすべての工程について、公認会計士と信用リスク管理の専門家が一体となってプロジェクトに参加します
- すでにプロジェクト進行中の金融機関にて、新たなパートナーを選定する際にも、ただちにキャッチアップしてプロジェクトに参画するご提案が可能です
- パラメータ推定や計算結果の検証など、部分的なアドバイザリー業務や作業の受託もご提案可能です

金融商品会計基準改正への対応ロードマップ

第1フェーズ 検討

<ゴール>
- 新会計基準の影響を確認し、試算結果をもとに採用手法（STEP2/4）を決定
- 導入準備に向けた体制整備・内容理解

（主な実施内容）
- 新会計基準の理解
- **ギャップ分析**
- 新会計基準による**引当金の試算**
- 社内方針決定のフォローアップ

第2フェーズ 導入準備

<ゴール>
- 採用手法にもとづき、具体的なパラメータの計算手法を検討・決定
- 業務プロセスの概要を決定

- **各種パラメータの推定**
- 各種モデルの開発
- 会計方針・開示方針の決定（**ポジションペーパーの提供**）
- 業務プロセスの決定

第3フェーズ 実装・検証

<ゴール>
- 業務要件定義にもとづいて内部統制を構築、システム開発、業務マニュアル等を作成し、本番稼働可能な体制を整備

- **業務要件定義**
- **内部統制の構築**
- マニュアル、スプレッドシート作成
- トライアル

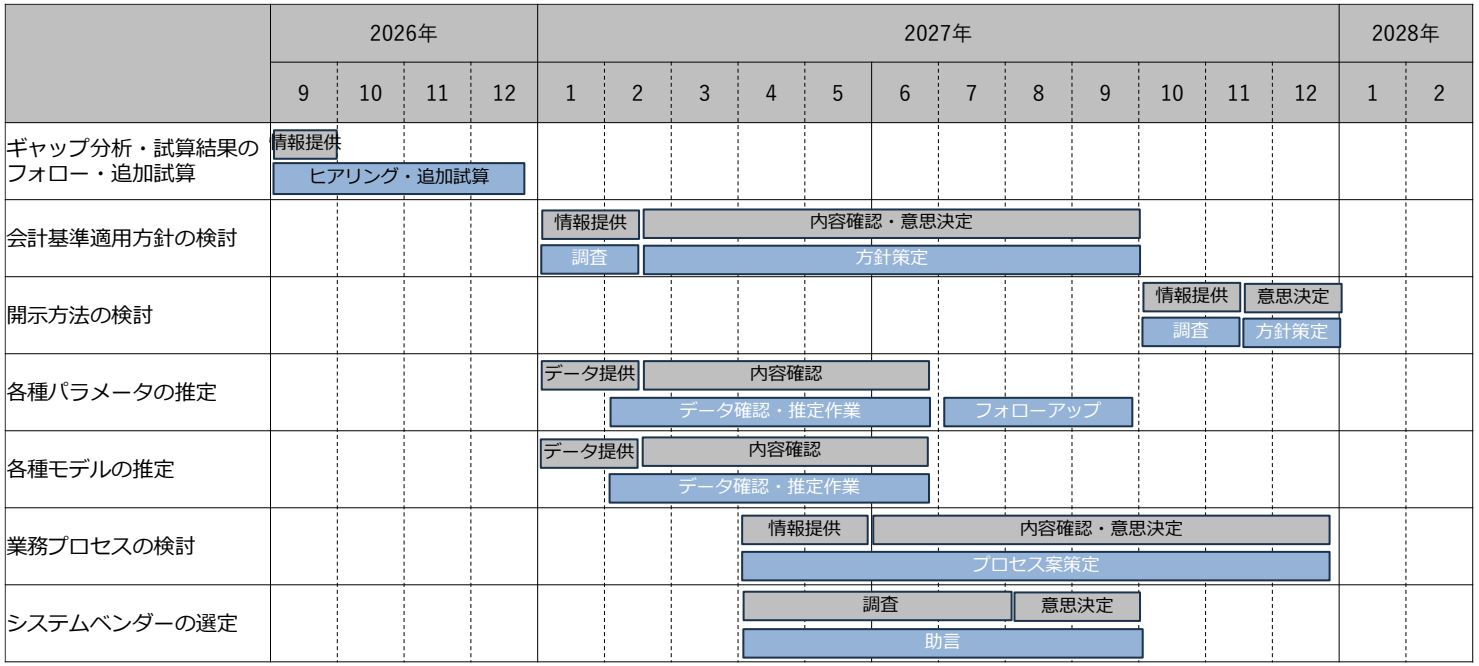
禁複製・禁無断転載

金融商品会計基準の改正への対応

アドバイザリー業務のご提案

- これから検討を始める金融機関にも、すでに一部の対応を終えている金融機関にも、それぞれの問題意識に合わせたメニューの提供が可能です
- 手間のかかる試算のサポート、身の丈にあった会計オプションの選択といった身近なお困りごとのほか、原則的取扱いを前提とする抜本的な体制変更の提案依頼など、各金融機関さまのご要望に沿ったプロジェクトをご提案いたします

試算から要件定義までのプロジェクトスケジュール（フェーズ1.5～2）の例



禁複製・禁無断転載

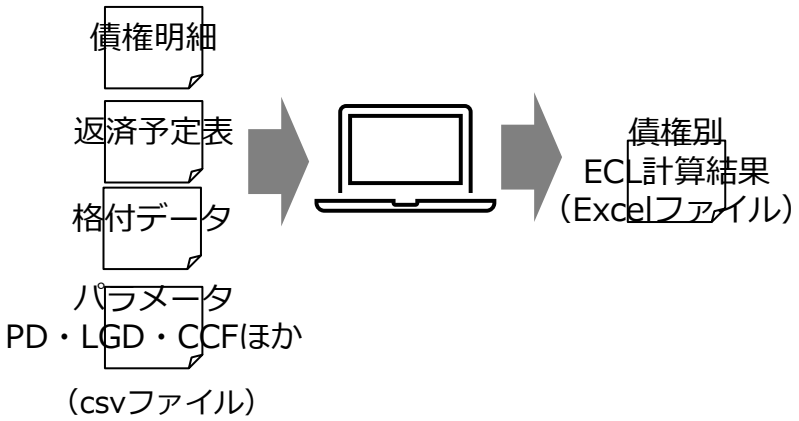
金融商品会計基準の改正への対応

予想信用損失計算ツールの開発

ECLモデルのシステム対応について金融機関から多くの声が寄せられています

- 対応できるシステムベンダーが限られており、相手にしてもらえるのか心配
- 簡素化された手法を検討しているが、対応しているパッケージがない
- DCF法の対象は限られるので、キャッシュフロー展開の必要性は決して高くないのに、高機能なシステムしか見当たらない
- そもそも本部の限られたメンバーが、年に数回しか使用しない計算ツールなのに、サーバー保守やホスト開発まで求められるのが疑問

J&Gが予想信用損失計算システム（EUCツール）を開発・提供します



想定する機能

- 相対的アプローチ、および簡素化法によるSICR判定
- PD・LGD法、DCF法、損失率法によるECL計算
- 簡易将来予測モデル
- 割引計算対応（手数料オプション）

- Windows PCによる単体動作
- ファイルインポート・エクスポート機能

2027年夏
情報公開予定

禁複製・禁無断転載

お問い合わせ先ほか

名称	J&Gアドバイザリー株式会社　(J&G Advisory Inc.)
役員	代表取締役会長　前田　順一郎（junichiro.maeda@jgadvisory.co.jp） 代表取締役社長　尾藤　剛（go.bito@jgadvisory.co.jp）
設立日	2025年5月1日
主な事業	1. 金融機関に対する金融及び会計に関するコンサルティング業務の提供 2. 各種法人及び団体に対する金融及び会計に関するコンサルティング業務の提供
連絡先	E-mail　contact@jgadvisory.co.jp Website　https://jgadvisory.co.jp/

禁複製・禁無断転載

ご清聴いただき
誠にありがとうございました。

Together Towards Answers